

国内排出量取引推進事業（石油特会）

250百万円（200百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

義務型の国内排出量取引制度について、制度案及び諸論点の検討（対象ガス、対象施設、電力に係る排出責任の在り方、排出枠の配分方法と配分量、算定・検証、排出枠の取引市場、不遵守時の措置、EU制度等とのリンク等）、経済影響分析、海外の制度の情報収集・分析等を行う。

国内排出量取引は、「国内の企業に一定量の排出枠を交付し、企業間で自由にこれを取引できることとし、各企業は期末に実排出量に応じた排出枠を行政機関に提出しなければならない」とする制度であり、市場メカニズムを活用し、最小コストで一定の削減量を実現することを可能とする。

自主参加型国内排出量取引制度を運営するとともに、排出量モニタリング・検証システムの改善と第三者検証機関の組織的能力育成を図る。

自主参加型国内排出量取引制度においては排出量取引が開始されることから、排出枠の初期割当・移転・償却等を記録する電子的な登録簿システムと、排出枠の取引仲介システム（プロトタイプの排出量取引市場）の整備・維持・運営を行う。

2. 事業計画

自主参加型国内排出量取引制度を運営することにより、費用対効果に優れた形で確実な排出削減を実現するとともに、将来の参加義務型排出量取引制度導入を視野に入れた基盤整備を進める。

2006年度においては検討会を踏まえた上で制度案を固め、2007年1月からの目標達成計画の評価見直しの中で義務型の国内排出量取引制度を一つの有力なオプションとしてその導入について議論するため、さらに検討を進める。

3. 施策の効果

自主参加型排出量取引の運営を通じて知見と経験を蓄えることにより、将来の国内排出量取引の制度設計に繋げる。